



議案第百七号

三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年拾貳拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（組織）

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第七條ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第八條の二の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長（以下「管理者」という。）がこれを行うものとする。

2 法第十四條の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、水道課を置く。

第八條第一項中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。